

「高額療養費特別支給金」について

平成20年4月から12月までの間に75歳になられた方で、この期間の後期高齢者医療制度において医療費の自己負担額をお支払いいただいた額が一定の額を超えた場合、超えた分を「高額療養費特別支給金」としてお支払いします。

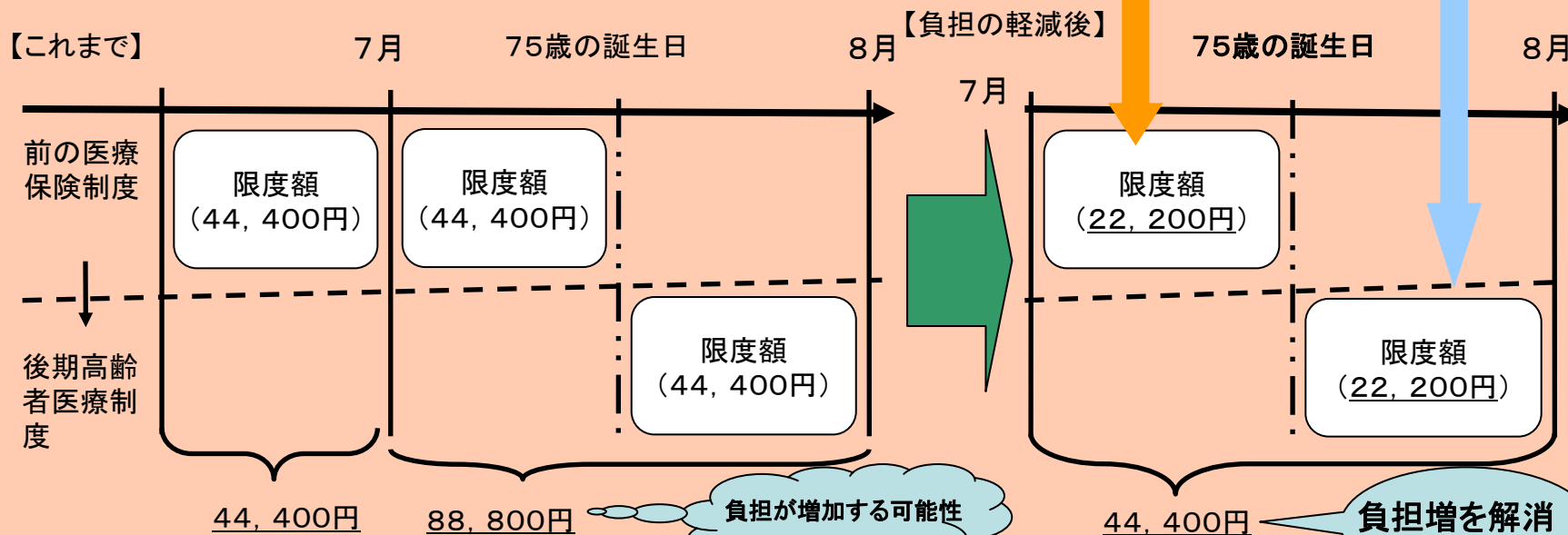
- ・75歳になられた方は、その誕生月には、「誕生日前までの医療保険」と「誕生日以後の後期高齢者医療制度」の2つの制度に加入されていましたが、それぞれの制度で一定額を超えて医療費をお支払いされていた場合には、他の月に比べて世帯としての負担が増加することがありました。
- ・平成21年1月以降は、誕生月のそれぞれの制度における自己負担の限度額を半額にする措置が講じられ、負担が増加することはなくなりました。
このたび、平成20年4月から12月までに75歳になられた方についても、「高額療養費特別支給金」を支給し、同様に負担を軽減することとなりました。

・高額療養費特別支給金は以下のような仕組みです。

(例) 限度額の区分が「一般」(限度額 44,400円)の方が、7月に75歳になられた場合

この期間について、お支払いいただいた医療費が限度額を超えていた場合には、誕生日前に加入していた保険から「高額療養費特別支給金」が支給される可能性があります。

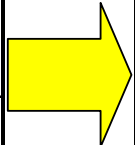
この期間において、支給該当した方は広域連合からご案内します。



【自己負担限度額(月額)及び75歳年齢到達月における自己負担限度額の特例】

【75歳の誕生日以外】

		自己負担限度額	
		外来(個人)	(世帯合算)
現役並み所得者 (月収28万円以上、 課税所得145万円以上)		44,400円	80,100円 +1%※① (44,400円)
一 般		12,000円	44,400円
(住 低 民 所 得 非 者 課 税)	II	8,000円	24,600円
	I (年金収入80万円 以下等)		15,000円



75歳到達月における自己負担限度額の特例

【75歳の誕生日】

		自己負担限度額		
		外来(個人)	個人合算	(世帯合算)
現役並み所得者 (月収28万円以上、 課税所得145万円以上)		22,200円	40,050円 +1%※② (22,200円)	80,100円 +1%※① (44,400円)
一 般		6,000円	22,200円	44,400円
(住 低 民 所 得 非 者 課 税)	II	4,000円	12,300円	24,600円
	I (年金収入80万円 以下等)		7,500円	15,000円

- ・金額は1ヶ月当たりの限度額です。
- ・※①は、80,100円+(実際にかかった医療費-267,000円)×1%が限度額です。
- ・※②は、40,050円+(実際にかかった医療費-133,500円)×1%が限度額です。
- ・()内の金額は多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合です。